

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健所長への委任) 第九条 (略) 一―十八の二 (略) 十八の三 (略) (一)・(二) (略) (三) 第六条第八項の規定による命令（内閣府令第一条に規定する表示の事項のうち、同条第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項を除く。） (四)・(五) (略) 十九―九十 (略)</p>	<p>(保健所長への委任) 第九条 (略) 一―十八の二 (略) 十八の三 (略) (一)・(二) (略) (三) 第六条第八項の規定による命令（内閣府令第一条に規定する表示の事項のうち、同条第六号、第七号及び第十号に掲げる事項を除く。） (四)・(五) (略) 十九―九十 (略)</p>

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。